

希望制指名競争入札について

(令和7年度 機関紙「いんくる」の作成及び発送)

1	総則	以下に示す入札の実施については、この文書（以下、「入札公示書」という）及び仕様書による。なお、本案件は「ビジネスチャンス・ナビ」（以下、「ナビ」という）上で実施する。
2	仕様内容	別記4の要領にて掲載する仕様書による。
3	入札参加資格	<p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2)</p> <p>以下ア～エのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 特例子会社であること</p> <p>イ「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（令和元年東京都条例第91号）に基づき、東京都からソーシャルファーム認証事業者もしくは予備認証事業者として認定を受けている事業者であること。</p> <p>ウ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）に基づき、認定を受けている事業者であること。</p> <p>エ 障害者を5人以上雇用していて、全従業員に占める割合が20%以上であることと同時に、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。</p> <p>(3) 令和4年度～令和6年度において行政機関等（公益法人を含む。）から広告運用または印刷の業務を受託していること。</p> <p>(4) 法令等を遵守していること。</p> <p>ア 入札参加締切時において職業安定法（昭和22年法律第141号）または労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く）の規定またはこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札参加締切時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）</p> <p>イ 労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p>ウ 入札参加締切時から過去2年間に於いて、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。</p> <p>エ 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。</p> <p>オ 入札参加締切時から過去1年間に委託者又は東京都等との委託契約における契約違反がないこと。</p> <p>カ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でないこと。 ※東京都暴力団排除条例 <a href="https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html">https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html</a> ※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱 <a href="https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf">https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf</a></p>

(5) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ウ 破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者

エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者

(6) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）

(ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者

(カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者

(7) 法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。

(8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。

(9) 添付書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

4 入札公示書及び仕様書

(1) 掲載期間

令和7年2月10日～令和7年2月20日13時

(2) 掲載方法

ナビ (<https://www.chancenavi.jp/bcn>) 上に掲載  
※入札参加を希望する事業者は、ナビへの登録をお願いします。

(3) 入札公示書及び仕様書に関する質問について

質問は、ナビ上で受け付ける。

受付期間

令和7年2月10日～令和7年2月13日13時

回答

令和7年2月17日13時までにナビ上で通知する。

通知した回答内容について、入札公示書及び仕様書の掲載期間を過ぎるとナビ上での閲覧が出来なくなるため、内容確認は必ず期間内にナビ上で行うこと。如何なる理由であっても、期間を過ぎて閲覧を希望しても個別対応は行いません。

また、入札参加資格を満たさない者への回答は行わない場合があります。

5 希望制指名競争入札参加申請書等の提出

入札希望者は以下の書類を提出すること。なお、希望申請があっても必ずしも指名されるとは限りません。

(1) 提出書類

ア	希望制指名競争入札参加申請書（様式1） （代表者及び役職名を記載の上、代表者印（登記印）を押印すること）
イ	直近に納期が到来した都税（事業税及び都民税）納付書（領収印のあるもの）（写） 又は都税の納税証明書（写）
ウ	実績一覧表（様式2）
エ	前記ウの表に記載の各契約先との契約書（写） （契約件名・概要、当事者間の記名・押印、契約日のページのみで可とする）
オ	会社案内（パンフレット、HPの写し等）
カ	履歴事項全部証明書（提出の日から3ヶ月以内に発行されたもの（写））
キ	直近3期分の決算書 （連結決算を行っている場合は、企業単体及び連結決算両方の財務諸表一式）
ク	3（2）に該当することが客観的に分かる書類 ※ ア～キに記載がない場合

(2) 提出方法

	ナビ上で電子データにて受け付ける。 （1ファイル10MBまで、最大10ファイル添付可能）
--	---

(3) 提出期間

	令和7年2月10日～令和7年2月20日13時
--	------------------------

(4) 指名通知

	指名結果通知書を入札参加申請者に送付する。 （指名されていない方は入札に参加できません）
--	---

6	<p>入札の実施及び落札結果の連絡</p> <p>(1) 入札方法</p> <p>ナビ上で実施する。 (入札手続きの詳細及び使用する様式は指名結果通知書送付後にナビ上に掲載する)</p> <p>(2) 入札期間</p> <p>令和7年2月26日13時～令和7年2月28日13時</p> <p>(3) 落札結果の連絡</p> <p>令和7年2月28日16時予定</p> <p>下記アドレスよりE-mailにて入札参加者に送付する。 nyusatsu@shigotozaidan.or.jp</p>
7	<p>受託者選定までのスケジュール (予定)</p> <p>2月10日～2月20日13時</p> <p>入札公示書及び仕様書掲載、入札参加申請の受付期間</p> <p>2月10日～2月13日13時</p> <p>入札公示書及び仕様書に関する質問受付期間 (質問受付期間外の問合せ等には原則対応しない)</p> <p>2月17日13時</p> <p>質問回答 (ナビ上に掲載)</p> <p>2月25日13時</p> <p>指名通知、入札様式等提示 (ナビ上で通知)</p> <p>2月26日13時～2月28日13時</p> <p>入札期間</p> <p>2月28日16時</p> <p>落札結果の通知 (メール送信)</p> <p>※本予定は変更される場合がある。</p>
8	<p>契約情報の公表</p> <p>本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合、受託者は公表に同意すること。公表に同意しない場合は、契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。</p>
9	<p>契約の締結</p> <p>本契約は、入札書に記載された金額に当該契約の<b>消費税額を加算した金額</b>を契約金額とする。</p> <p>また、本契約は令和7年3月31日までに財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。</p>
10	<p>連絡先</p> <p>公益財団法人東京しごと財団 総合支援部財務課契約係 担当：倉持、太田、馬場 千代田区飯田橋三丁目10番3号 TEL：03-5211-2308 E-mail：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp</p>